

奈良県告示第百三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十九年六月十六日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
松岡 一行	まつおか鍼灸・整骨院 葛城市八川一二九一	平成二十九年五月一日
松岡 誠介	まつおか鍼灸・整骨院 葛城市八川一二九一	平成二十九年五月一日
石橋 和典	まゆみ整骨院 生駒市真弓南二一六一	平成二十九年五月五日